

## 「山口大学」における気象事情（災害対応）等に伴う授業及び定期試験の取り扱い

山口県山口・防府地区に、台風に伴う暴風警報が発令された場合には、山口地区キャンパスの授業及び定期試験については、発令された時刻に行われている授業及び定期試験の終了後、次の時限から休講となります。

また、1時限開始前に発令された場合には、1時限から休講となり、休憩時間に発令された場合は、次の時限から休講となります。

ただし、山口地区キャンパスの授業及び定期試験については、警報が解除された時刻に基づいて、以下のよう  
に措置されます。

対象時刻	警報発令状況	対応措置等
午前 7 時 00 分	解除されている場合	終日 授業等実施
	解除されていない場合	午前 授業等休講
午前 11 時 00 分	解除されている場合	午後 授業等実施
	解除されていない場合	午後 授業等休講

学生の皆さんは、マスメディア等により警報の発令状況等を確認して対応してください。

なお、休講等措置については、共通教育及び本学部の掲示板においても掲示されます。さらに、授業時間中に休講等措置を決定した場合には、各授業の担当教員からも通知されます。

また、山口地区キャンパスは Web によっても確認することができます。

「山口大学ホームページ」→「学生生活・就職情報」→「災害時休講情報」

さらに共同獣医学部のホームページにおいても休講措置の情報を Web で確認できます。

「山口大学共同獣医学部ホームページ」→「在学生の皆様へ」→「教務関係」の中の『※休講情報はこちら』

副学長（教育学生担当）は、次の場合、山口地区キャンパスの休講を措置することがあります。

- (1) 山口地区キャンパス周辺地域に、法令に基づく退去命令、立ち入り禁止、立ち入り制限、避難指示もしくは避難勧告または地方自治体の定める防災計画等に基づく避難準備情報が発せられた場合
- (2) 山口地区キャンパス周辺の河川の水位が当該河川の避難判断水位を超えた場合
- (3) 山口県山口・防府地区に台風以外の暴風または暴風雪警報が発令された場合
- (4) 他に災害の発生が予想される場合

上記以外の事態が発生し、授業及び定期試験に支障があると予想された場合には、学長と副学長（教育学生担当）が協議を行い、休講等の措置を決定します。

## 「鹿児島大学」における台風等非常時における授業・学期末試験などの取り扱い

鹿児島県薩摩地方に暴風警報、大雨警報、洪水警報など（以下「警報」という。）が発令された場合および不測の事態が生じた場合に、学生の事故防止を目的として、授業・学期末試験など（以下「授業等」という。）の取り扱いを次のとおり定めています。

### 1. 休講等措置の決定

- (1) 休講等の措置は、学長が指名する理事及び教育センター長が下記の「2. 授業等の取り扱い」に定める判断基準に基づく協議により決定し、学長に報告する。
- (2) 前号の規定にかかわらず、学部等は特別の事情がある場合には、学部長等の判断により休講等の措置を決定することができる。ただし、この場合には学長および前号の理事に報告するものとする。

## 2. 授業等の取り扱い

### (1) 授業等開始前

午前 6 時 30 分の時点で、警報が発令され、かつ、市電または路線バスが運行を見合わせている（運休を含む。）場合は、午前中（1、2 時限目）の授業等を休講とする。ただし、午前 11 時 00 分時点で、警報が解除され、かつ、市電または路線バスが運行した場合は、午後（3 時限目）から授業を行う。

なお、午前 11 時 00 分時点で、警報が継続し、かつ、市電または路線バスが運行を見合わせている（運休を含む。）場合は、午後の授業等をも休講とする。

### (2) 授業等開始後

「(1) 授業等開始前」の判断基準に準じて取り扱う。

### (3) その他

「(1) 授業等開始前」および「(2) 授業等開始後」の取り扱いにより、授業等が休講とならなかった場合でも、学生が、公共交通機関（鹿児島中央駅発着の JR、桜島フェリーまたは垂水フェリー）の運休等の影響を受け、やむを得ず授業等に遅刻または授業等を欠席（早退を含む。）したときは、当該学生に不利益が生じないように取り扱うものとする。

〔※〕 1) 警報は、鹿児島地方気象台の発表によるものとし、警報の発令・解除および市電・路線バスの運行の確認は、テレビ・ラジオ等の報道による。

2) 研究指導など少人数の授業については、担当教員と学生が相談して授業を行うことがある。

3) 教育実習・病院実習・介護等体験実習・インターンシップ等の場合は、各実習先の指示に従うものとする。

## 3. 休講等措置の周知方法

(1) 学生部から各学部へ連絡し、各学部および学生部は、学生に対して学務 Web システム等により速やかに周知する。ただし、授業等時間中の場合は、担当教員を通じて周知する。

(2) 当日の授業等担当教員（非常勤講師を含む。）に対しては、各学部および学生部から電話等により速やかに周知する。

(3) 鹿児島大学のホームページに掲載し、テレビ・ラジオを通じて周知する。

(4) 上記 (1) ～ (3) に定める方法により周知がない場合は、「2. 授業等の取り扱い」に基づき、各自で判断するものとする。

## 4. その他

地震等不測の事態が生じた場合も、上記に準ずる。

対象時刻	警報発令状況	対応措置等
午前 6 時 30 分	解除されている場合	終日 授業等実施
	解除されていない場合	午前 授業等休講
午前 11 時 00 分	解除されている場合	午後 授業等実施
	解除されていない場合	午後 授業等休講

## 注 意 事 項

**山口大学または鹿児島大学のいずれかの大学において、気象事情（災害対応）等に伴い授業等の休講等措置が行われた場合、開講しているメディア授業科目（相手大学は対面授業を行う科目）については、両大学とも授業を休講扱いとします。**

なお、両大学においてそれぞれ開講している講義、演習、実験・実習および集中講義については、各大学の休講等措置の取り扱いにより行うものとします。